

長 第 01200001 号  
令 和 2 年 1 月 20 日

各和歌山県所管有料老人ホーム管理者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

有料老人ホームにおける民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する取扱いについて(通知)

「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号。以下「改正法」という。)が平成29年5月に成立し、一部の規定を除いて令和2年4月1日から施行されます。

改正法のうちには、施設における利用者との契約に関する規定も一部ありますので、その主な内容について別添の改正内容に関するパンフレットを参照の上、各施設において適切な対応をお願いします。

#### 記

##### (1) 包括根保証の禁止の対象拡大

民法の改正により、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの(個人根保証契約)は、極度額を定めなければその効力を生じないものとされます。これは、保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないようにするための改正であり、令和2年4月1日以降に締結される個人根保証契約に適用されます。なお、極度額は確定額を記載する必要がありますが、その水準について法律上の規定はなく、原則として当事者間で決定することができます。

各種介護保険サービスを提供する場合には、契約に基づいて利用者が負うこととなる利用料債務その他の債務を主債務として、利用者の親族等との間で保証契約が締結される事例があると考えられますが、主債務の定め方によっては、これが個人根保証契約に該当する場合がありますと考えられます。

つきましては、個人根保証契約に該当する場合は、極度額を定める等して保証契約書のひな形の改訂等の対応を取るようお願いいたします。

##### (2) 意思能力制度の明文化

民法を国民一般にわかりやすいものとする観点から、意思能力を有しない者がした法律行為は無効とすることを明文化しています。こうした取扱いは判例(大判明治38年5月11日)上も認められていますが、旧法には明文の規定はなかったため、判断能力の低下した高齢者等が不当に不利益を被ることを防ぐため、明記するに至ったものです。

なお、今般の意思能力制度に関する条項の追加に伴い、従前の契約関係に変化を生じるもの

ではありません。また、旧法における解釈と変わらず、新法においても、意思無能力を理由とする無効については、意思能力を有しない者の関係者の側からのみ主張が可能です。

<参考>

・「民法の一部を改正する法律(債権法改正)について」(法務省)

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

・全国有料老人ホーム協会

[https://www.yurokyo.or.jp/news\\_detail.php?c=&sc=&id=2291](https://www.yurokyo.or.jp/news_detail.php?c=&sc=&id=2291)

※「きのくに介護 de ネット>事業者の方へ」にも掲載しています。

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

和歌山県長寿社会課

介護サービス指導室

TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2523